（信託業法施行規則の一部改正）

第十条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　略］ 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［同上］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　同上］ 三　［同上］

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第十一条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（投資法人の現況に関する事項） **第七十三条**　前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。 ［一～二十二　略］ 二十三　資産運用会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあっては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。）、小規模不動産特定共同事業者（同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者をいう。）又は適格特例投資家限定事業者（同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者をいう。）である当該資産運用会社との間の取引の状況 ［二十四～二十六　略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（投資法人の現況に関する事項） **第七十三条**　前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。 ［一～二十二　同上］ 二十三　資産運用会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあっては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。）である当該資産運用会社との間の取引の状況 ［二十四～二十六　同上］ 2　［同上］

附　則

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。